

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 1 2

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からののお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について
- 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査費用補助事業の実施について
- 新型コロナウイルス感染症関連国通知ダイジェスト版について
- 令和3年度介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書の提出期限について
- 介護保険最新情報について
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく感染防止策の徹底等について（要請）
- 令和2年2月開催 介護予防教室・介護者教室について【別紙3】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について

1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は以下のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	<p>市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を 全て満たす人及び生活保護受給者</p> <p>①年間収入が単身世帯で 150 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を 加算した額以下</p> <p>②預貯金等が単身世帯で 350 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円 を加算した額以下</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産 がない。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていない。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>	<p>「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」 (左欄)を利用してもなお生計の維持が困難な人で、以下①または②のいずれかの要件を満たす人</p> <p>①市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人</p> <p>②収入・資産等の状況を考慮して、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人 *生活保護受給世帯を除く</p>
対象サービス	<p>社会福祉法人及び広域連合が提供する次のサービス</p> <p>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護*、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護*、複合型サービス、介護福祉施設サービス*、介護予防短期入所生活介護*、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス</p> <p>※の付くサービスに係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）が支給されている場合に限り対象となります。</p> <p>※この利用者負担軽減は、すべての社会福祉法人が行っているわけではありませんので、軽減を行っているかどうかは、サービス提供事業者にお問い合わせください。</p>	<p>全ての在宅サービス・施設サービス</p>

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
軽減方法	介護サービスを利用する際に「軽減対象確認証」をサービス提供事業者に提示してください。 軽減が適用された金額が、サービス提供事業者から利用者に請求されます。	利用料の領収書を添えて「援護金請求書」を提出してください。 ただし、援護金の支給は、利用月の4か月後となります。
軽減額(率)	対象サービスにおける利用料(1割負担分)及び食費・居住費(滞在費)に係る利用者負担の1/4 * 高齢福祉年金受給者は1/2 * 日常生活費等実費負担分等を除く。 * 生活保護受給者は、ユニット型個室の居住費のみ全額軽減対象	1か月の利用者負担(1割負担分)総額のうち、3,000円を超えた額 ※住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費(滞在費)、日常生活費等実費負担分を除く
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)窓口もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。 * 申請受付後、結果が出るまで1か月程度かかります。対象認定期間は、申請月の初日にさかのぼります。	
提出書類	①申請書 ②家計状況申出書 ③同意書(世帯及び生計を一にする者全員の氏名と押印)(申請書の裏面にあります) ④世帯全員及び生計を一にする者の預金通帳又はその写し(最近1年間以上の収入、支出が記載されているもの。複数の口座がある場合は全て) ⑤年金振込み通知書等(受給年金の種類・金額がわかるもの)又はその写し ⑥健康保険被保険者証又はその写し(国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は不要) ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③があります。	

2 特別地域加算に係る訪問介護利用者負担減額事業について

特別地域(戸隠・鬼無里・大岡の各地区)に所在する事業所(出張所)が行う事業で、特別地域加算(サービス費用の15%)が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。(結果として特別地域加算分がほぼ解消されることとなります。)

対象者	市民税本人非課税の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ① 生活保護受給世帯の方 ② 「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方
対象サービス	戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防訪問介護相当サービス
軽減率	利用者の自己負担が10%から9%になります。
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。
提出書類	①申請書

②同意書（申請書の裏面にあります）

※長野市役所介護保険課のホームページに①②があります。

問い合わせ先：長野市役所介護保険課 給付担当

TEL 026-224-7871（直通）

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査費用補助事業の実施について

長野県介護支援課より標記事業の実施について【別紙1】のとおり通知がありました。

本事業は、特別警報Ⅱ（感染警戒レベル5）以上が発令されている地域内の事業所が対象となっているため、現時点では対象となりませんが参考に御確認ください。

今後長野市が対象地域となった場合は改めてお知らせします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

新型コロナウイルス感染症関連国通知ダイジェスト版について

新型コロナウイルス感染症に関する国からの事務連絡等をまとめた1月5日現在のダイジェスト版が長野県のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/index.html>

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

令和3年度介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書の提出期限について

令和3年度介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書について、現在、厚生労働省関係審議会等において、介護職員処遇改善加算の職場環境等要件の見直しや介護職員等特定処遇改善加算の平均の賃金改善額の配分ルールの見直しがされています。

令和3年度の標記計画書の提出期限については、令和3年4月15日（木）とする予定とのことです。

国から様式等が示されましたらホームページ等でお知らせします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

新型コロナウイルス等対策特別措置法第24条第9項に基づく感染防止策の徹底等について（要請）

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部から、長野県健康福祉部介護支援課サービス係・施設係を通して、【別紙2】のとおり要請がありました。

「長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（1月8日～2月7日）については、下記 URL をご確認ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona.html>

介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 Vol. 908】
介護サービス事業所によるサービス継続について（その2）

【介護保険最新情報 Vol. 909】
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について（再徹底）

【介護保険最新情報 Vol. 910】
介護保険条例参考例について

【介護保険最新情報 Vol. 911】
病床ひっ迫時における高齢者施設での施設内感染発生時の留意点等について

【介護保険最新情報 Vol. 912】
訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて（周知徹底）

【介護保険最新情報 Vol. 913】
感染対策のための実地での研修への2次募集について

【介護保険最新情報 Vol. 914】
新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのメンタルヘルス相談窓口の設置について

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認もお願いいたします。

【要介護・要支援認定者状況】

(令和2年月12末日現在 地区別認定者数：20,960人)

地区名	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
第1地区	60	56	118	50	43	51	34	412
第2地区	122	100	197	107	75	120	69	790
第3地区	73	78	167	80	74	72	47	591
第4地区	20	28	45	25	31	29	19	197
第5地区	33	45	65	37	17	26	16	239
芹田地区	138	151	301	133	94	123	88	1,028
古牧地区	147	128	303	141	129	157	76	1,081
三輪地区	197	186	285	129	130	140	72	1,139
吉田地区	139	122	263	107	87	95	68	881
古里地区	86	75	138	91	70	84	46	590
柳原地区	59	46	99	49	26	36	20	335
浅川地区	73	63	114	54	43	39	46	432
大豆島地区	58	60	138	56	71	63	44	490
朝陽地区	80	86	214	93	82	102	53	710
若槻地区	190	171	282	164	110	186	110	1,213
長沼地区	23	17	37	17	22	24	12	152
安茂里地区	211	161	312	146	125	133	75	1,163
小田切地区	12	16	25	15	12	17	7	104
芋井地区	30	16	42	20	11	24	16	159
篠ノ井地区	382	300	513	253	255	324	202	2,229
松代地区	202	188	291	142	127	205	93	1,248
若穂地区	102	99	159	79	66	93	50	648
川中島地区	212	181	314	164	132	168	100	1,271
更北地区	266	192	396	198	146	220	134	1,552
七二会地区	36	17	31	14	33	40	16	187
信更地区	42	22	44	34	16	32	12	202
豊野地区	81	56	147	84	79	79	43	569
戸隠地区	32	12	76	34	37	53	32	276
鬼無里地区	10	11	45	23	25	21	14	149
大岡地区	35	12	36	11	9	12	3	118
信州新町地区	113	31	88	43	60	49	36	420
中条地区	49	28	59	26	24	22	11	219
市外	16	12	31	25	20	35	27	166
合計 (現存者)	3,329	2,766	5,375	2,644	2,281	2,874	1,691	20,960



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要な情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電 話： 026-224-7871（直通） / F A X： 026-224-8694

Eメール： kaigo@city.nagano.lg.jp